

委員会提出意見書案第3号

地方財政の充実、強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

平成26年9月26日提出

提出者 総務文教常任委員長 河野 朋子

## 地方財政の充実、強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護等の社会保障、環境対策等の地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議等で法人実効税率の見直し、償却資産に係る固定資産税の減免等が議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳入、歳出を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税及び地方交付税の在り方について検討する必要がある。

公共サービスの質の確保及び地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に下記のとおり対策を求める。

### 記

- 1 地方財政計画及び地方交付税総額の決定並びに地方税の在り方については、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場で、十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保及び処遇改善、農林水産業の再興、環境対策等の財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業をより柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえた上、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金及び震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、国税である法人税が地方交付税の原資となっていることを踏まえ、必要な地方交付税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

- 5 償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算及び歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障、環境対策等の経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化及び市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 8 人件費削減等の行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治及び地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会